

## (第1回) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 7年 3月11日																				
契約業者名	(株)丸電																				
契約業者の住所	埼玉県さいたま市西区三橋5-1834-1																				
工事の名称	R6荒川第一調節池CCTV設備設置工事																				
工事場所	埼玉県戸田市下笹目地先外2箇所																				
工事種別	通信設備工事																				
工事概要  (変更した内容について記述する)	<p>本工事は、荒川第一調節池においてCCTV装置の更新を行うものである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">CCTV設備</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>機器製作</td> <td style="text-align: right;">7台</td> </tr> <tr> <td>据付・調整</td> <td style="text-align: right;">5台</td> </tr> <tr> <td>撤去</td> <td style="text-align: right;">5台</td> </tr> <tr> <td>配管・配線</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>配管・配線撤去</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>光ケーブル敷設</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>共通仮設費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>遠隔臨場機能利用費</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> <tr> <td>諸経費動向調査</td> <td style="text-align: right;">1式</td> </tr> </table>	CCTV設備	1式	機器製作	7台	据付・調整	5台	撤去	5台	配管・配線	1式	配管・配線撤去	1式	光ケーブル敷設	1式	共通仮設費		遠隔臨場機能利用費	1式	諸経費動向調査	1式
CCTV設備	1式																				
機器製作	7台																				
据付・調整	5台																				
撤去	5台																				
配管・配線	1式																				
配管・配線撤去	1式																				
光ケーブル敷設	1式																				
共通仮設費																					
遠隔臨場機能利用費	1式																				
諸経費動向調査	1式																				
工期(自)	令和 6年 9月 5日																				
工期(至)	令和 7年 3月24日																				
変更前の契約金額	29,150,000円(税込み)																				
変更金額	+ 1,760,000円(税込み)																				
変更後の契約金額	30,910,000円(税込み)																				
変更理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. CCTV装置(機器製作) 当初更新予定としていた機側装置は既設のものを流用するため、数量変更(減)を行う。また、機側装置無しの製作台数を増加対応するものとし、数量変更(増)を行う。</li> <li>2. CCTV装置設置工 当初更新予定としていた機側装置の設置を行わないため、数量変更(減)を行う。また、機側装置無しのCCTV装置の設置を行うため、数量変更(増)を行う。</li> <li>3. 配管・配線工 既設の配管・配線の劣化がみられるため、配管・配線を更新するものとし、数量変更(増)を行う。</li> <li>4. 配管・配線撤去工 既設の配管・配線の劣化がみられるため、配管・配線を撤去するものとし、数量変更(増)を行う。</li> <li>5. 光ケーブル敷設工 設置するCCTV装置においては通信方法が変更となり、ケーブル延長が長距離になる箇所については、光ケーブルを敷設するものとし、数量変更(増)を行う。</li> <li>6. 遠隔臨場機能利用費 遠隔臨場を実施するにあたり、共通仮設費に利用料を計上し、数量変更(増)を行う。</li> <li>7. 諸経費動向調査 諸経費動向調査の対象工事となり、共通仮設費について調査費を計上するため、数量変更(増)を行う。</li> <li>8. 工期 元設計どおりとする。</li> </ol>																				